

平成 15 年度における独立行政法人等情報公開法の施行の状況について

調査の目的

この調査は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「法」という。）第 25 条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

対象機関

法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等のすべて

- 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

宇宙航空研究開発機構、海員学校、海技大学校、海上技術安全研究所、海上災害防止センター、科学技術振興機構、家畜改良センター、教員研修センター、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、経済産業研究所、原子力安全基盤機構、建築研究所、航海訓練所、工業所有権総合情報館、航空大学校、交通安全環境研究所、高齢・障害者雇用支援機構、港湾空港技術研究所、国際観光振興機構、国際協力機構、国際交流基金、国際農林水産業研究センター、国民生活センター、国立印刷局、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立科学博物館、国立環境研究所、国立健康・栄養研究所、国立公文書館、国立国語研究所、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、国立少年自然の家、国立女性教育会館、国立青年の家、国立特殊教育総合研究所、国立博物館、国立美術館、雇用・能力開発機構、さけ・ます資源管理センター、産業安全研究所、産業医学総合研究所、産業技術総合研究所、自動車検査独立行政法人、自動車事故対策機構、種苗管理センター、酒類総合研究所、情報処理推進機構、消防研究所、食品総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、森林総合研究所、水産総合研究センター、水産大学校、製品評価技術基盤機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、造幣局、大学入試センター、駐留軍等労働者労務管理機構、通関情報処理センター、通信総合研究所、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、電子航法研究所、統計センター、土木研究所、日本学術振興会、日本芸術文化振興会、日本スポーツ振興センター、日本万国博覧会記念機構、日本貿易振興機構、日本貿易保険、農業環境技術研究所、農業・生物系特定産業技術研究機構、農業工学研究所、農業者大学校、農業者年金基金、農業生物資源研究所、農畜産業振興機構、農薬検査所、農林漁業信用基金、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、福祉医療機構、物質・材料研究機構、文化財研究所、平和祈念事業特別基金、放射線医学総合研究所、北海道開発土木研究所、北方領土問題対策協会、防災科学技術研究所、水資源機構、緑資源機構、理化学研究所、林木育種センター、労働政策研究・研修機構

- 別表第 1 に掲げる法人

奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、沖縄振興開発金融公庫、海洋科学技術センター、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、国際協力銀行、国民生活金融公庫、産業基盤整備基金、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公団、商工組合中央金庫、新東京国際空港公団、石油公団、総合研究開発機構、通信・放送機構、地域振興整備公団、地方競馬全国協会、地方公務員災害補償基金、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、日本育英会、日本銀行、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本小型自動車振興会、日本私立学校振興・共済事業団、日本自転車振興会、日本政策投資銀行、日本船舶振興会、日本中央競馬会、日本道路公団、日本郵政公社、年金資金運用基金、農

水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、阪神高速道路公団、放送大学学園、本州四国連絡橋公団、預金保険機構、労働福祉事業団

- (注) 1 自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、地方公務員災害補償基金及び日本下水道事業団は、いずれも平成 15 年 10 月 1 日に民間法人又は地方共同法人となって法の対象外となったため、同年 9 月 30 日までを調査対象としている。
- 2 原子力安全基盤機構及び勤労者退職金共済機構は、平成 15 年 10 月 1 日から法の対象となった。
- 3 その他、平成 15 年度途中に組織の統合及び特殊法人から独立行政法人への移行が行われたものがある。これらについては、本文の(別表)を参照。

対象期間

平成 15 年 4 月 1 日から 16 年 3 月 31 日まで

(注) なお、法施行が平成 14 年 10 月 1 日であるため、参考として示されている平成 14 年度の調査結果は、6 か月分のデータである。

調査の結果

1 開示請求の件数と処理の状況

(1) 開示請求の件数

ア 平成 15 年度に各独立行政法人等に対して行われた開示請求は、表 1 のとおり、5,821 件である。

開示請求は、本社等の情報公開窓口以外でも受け付けられており、1,511 件(26.0%)が地方支社等の情報公開窓口での受付となっている。

表 1 開示請求の件数

(単位：件、%)

	開示請求の件数	開示請求の件数	
		本社等受	その他受
平成 15 年度 (比率)	5,821 (100)	4,310 (74.0)	1,511 (26.0)
(参考) 14 年度	5,567 (100)	4,549 (22.0)	1,018 (18.3)

(注) 「本社等受」は、本社等の窓口で受け付けられたものをいい、「その他受」は、地方支社等、本社等窓口以外の窓口で受け付けられたものをいう。

イ 開示請求の態様をみると、表 2 のとおり、窓口に来所してのものが 4,121 件(70.8%)、郵送によるものが 1,700 件(29.2%)となっている。

なお、平成 16 年 3 月 31 日から各独立行政法人等の判断でオンラインでの開示請求を受け

付けることができるようになっているが、調査期間において、オンラインでの開示請求を受け付けている独立行政法人等はない。

表2 開示請求の態様別件数

(単位：件、%)

	来所	郵送	オンライン	計
件数	4,121	1,696	-	5,817
(比率)	(70.8)	(29.2)	(-)	(100)

(2) 処理の状況

平成 15 年度において各独立行政法人等が処理すべき事案は、表 3 のとおり、15 年度に新たに受け付けた 5,821 件、前年度から持ち越した 420 件及び事案の移送を受けた 33 件の計 (6,274 件) から、途中で取り下げられた 301 件及び事案の全部を移送した 11 件を除いた 5,962 件となっている。

この 5,962 件の処理状況をみると、5,324 件 (89.3%) について開示決定等がされており、残りの 638 件 (10.7%) については、平成 16 年度に処理が持ち越されている。

(注) 独立行政法人等への事案の移送は、法第 13 条の規定に基づき他の独立行政法人等から行われる場合と、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成 11 年法律第 42 号。以下「行政機関情報公開法」という。) 第 12 条の 2 の規定に基づき行政機関の長 (行政機関情報公開法第 17 条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を含む。以下同じ。) から行われる場合とがあり、いずれの場合についても移送を受けた独立行政法人等において開示決定をしなければならないこととされている。

同様に、独立行政法人等から他の機関 (他の独立行政法人等又は行政機関の長をいう。以下同じ。) への事案の移送についても、法第 12 条の規定に基づき他の独立行政法人等に対して行われる場合と、法第 13 条の規定に基づき行政機関の長に対して行われる場合とがある。

表3 開示請求事案の処理状況

(単位：件、%)

	処理すべき事案						事案の処理状況	
	新規受付 事案	前年度 からの 持ち越 し事案	移送を 受けた 事案	取下げ 事案	全部を 移送し た事案	計	開示決定等 がされた事 案	処理中事案 (次年度に 持ち越し)
平成 15 年度 (比率)	5,821	420	33	301	11	5,962 (100)	5,324 (89.3)	638 (10.7)
(参考) 14 年度	5,567	-	8	65	3	5,507 (100)	5,093 (92.5)	414 (7.5)

(注) 1 本表は、独立行政法人等が受け付けた開示請求事案及び他の機関から移送を受けた開示請求事案について平成 16 年 3 月 31 日現在の処理状況を示している。

1 件の開示請求事案の一部について開示決定等をしていても、残りの部分について開示決定等をしていない場合には、「処理中事案 (次年度に持ち越し)」に計上している。

- 2 「取下げ事案」とは、開示請求がされた後に、開示請求者から当該開示請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、開示決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供により開示請求をしようとした者が開示請求を取りやめたものなどは含まない。
- 3 「全部を移送した事案」とは、開示請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら開示決定等をする必要がなくなったものをいう。
他の独立行政法人等に移送されたものは、当該移送を受けた独立行政法人等において「移送を受けた事案」に計上され、行政機関の長に移送されたものは、行政機関情報公開法の施行状況調査において当該移送を受けた行政機関の長の「移送を受けた事案」に計上されている。
- 4 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1 件の開示請求事案を分割して複数の他の機関に移送する場合等があり、「移送を受けた事案」と「全部を移送した事案」とは一致しない。
- 5 平成 14 年度に開示請求された段階では 1 件としていた事案を 15 年度に入ってから補正により複数の事案に分割した場合等があるため、15 年度の「前年度からの持ち越し事案」と 14 年度の「処理中事案（次年度に持ち越し）」の件数は一致しない。

2 開示決定等の状況

(1) 開示決定等の件数

平成 15 年度には、表 4 のとおり、5,484 件の開示決定等がされている。

このうち、開示請求に係る法人文書について全部又は一部を開示する決定（開示決定）がされたものが 5,011 件（91.4％）、不開示の決定がされたものが 473 件（8.6％）となっている。

不開示の決定の割合は、平成 14 年度より減少している。

（注）開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。

開示請求のあった 1 事案を分割して複数の開示決定等をしているものや、関連する複数の事案をまとめて 1 件の開示決定等として通知しているものがあることから、表 4 の「開示決定等」と表 3 の「開示決定等がされた事案」の件数は一致しない。

なお、開示決定がされたもののの中には、不開示情報が記録された法人文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、独立行政法人等の裁量により開示されたもの（法第 7 条に基づく公益裁量開示）が 1 件含まれている。

表 4 開示決定等の件数

（単位：件、％）

	開示決定等					
	計	小計	開示決定			不開示の決定
			全部を開示	一部を開示	うち、公益裁量開示	
平成 15 年度 (比率)	5,484 (100)	5,011 (91.4)	1,385 (25.3)	3,626 (66.1)	<1> <(0.0)>	473 (8.6)
(参考) 14 年度	4,600 (100)	3,963 (86.2)	1,043 (22.7)	2,920 (26.6)	<9> <(0.2)>	637 (13.8)

（注）「うち、公益裁量開示」は、「全部を開示」又は「一部を開示」の内数である。

(2) 開示決定等の期限

ア 独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等をしなければならない（法第 10 条第 1 項）が、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30 日以内に限り延長することができることとされている（同第 2 項）。

また、開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示決定等の期限の特例として、60 日以内に法人文書の「相当の部分」につき開示決定等をし、残りの法人文書については「相当の期間」内に開示決定等をするれば足りることとされている（法第 11 条）。この場合、開示請求者に開示決定等をする期限を通知することとされている。

平成 15 年度においてされた開示決定等 5,484 件についてみると、延長手続を採ることなく開示請求があった日から 30 日以内に決定されたもの（上記の ）が 4,420 件（80.6%）期限を延長する手続が採られ、当該延長した期限までに決定されたもの（同 ）が 770 件（14.1%）期限の特例規定を適用して開示請求者に通知した期限までに決定されたもの（同 ）が 276 件（5.0%）となっている。これらの計は 5,466 件（99.7%）となる。

また、延長手続が採られず開示請求があった日から 30 日を超えて決定されたもの、延長手続が採られたものの当該延長した期限を超えて決定されたもの及び期限の特例規定を適用したものの通知した期限を超えて決定されたものが計 18 件(0.3%)みられる。

なお、開示決定等の期限の遵守状況については、【特別調査事項】の 1 も参照。

表 5 延長手続の状況

（単位：件、％）

	延長手続を採らなかったもの	法第 10 条第 2 項による延長手続を採ったもの	法第 11 条による特例規定を適用したもの	計
平成 15 年度 (比率)	30 日以内に開示決定等がされたもの 4,420 (80.6)	延長した期限までに開示決定等がされたもの 770 (14.1)	通知した期限までに開示決定等がされたもの 276 (5.0)	5,484 (100)
	計 5,466 (99.7)			
	上記以外のもの 18 (0.3)			
(参考) 14 年度	30 日以内に開示決定等がされたもの 3,992 (86.8)	延長した期限までに開示決定等がされたもの 314 (6.8)	293 (6.4)	4,600 (100)
	計 4,306 (93.6)			
	上記以外のもの 1 (0.0)			

(注) 「法第 11 条による特例規定を適用したもの」の「通知した期限までに開示決定等がされたもの」の中には、相当の部分についての開示決定等が 60 日を超えてされている場合も含む。

イ 法第 11 条の期限の特例規定を適用した事案に係る開示決定等について、開示請求があった日から開示決定等がされた日までの日数別に件数をみると、表 6 のとおりである。

表 6 法第 11 条の規定を適用した事案に係る開示決定等の処理日数別の件数

(単位：件、%)

	開示決定等 件数	処理日数				
		60 日以内	60 日超 90 日以内	90 日超 半年以内	半年超 1 年以内	1 年超
平成 15 年度 (比率)	276 (100)	102 (37.0)	30 (10.9)	93 (33.7)	51 (18.5)	0 (0.0)
(参考) 14 年度	293 (100)	49 (16.7)	91 (31.1)	153 (52.2)		

(注) 本表は、法第 11 条を適用した事案について行われた開示決定等のすべてを対象としており、60 日以内にすることとされている「相当の部分」についての開示決定等や当該事案の対象となる法人文書の一部を分割してされた(中間的な)開示決定等を含む。

(3) 不開示の理由

ア 不開示の決定及び一部を開示する決定の不開示部分について不開示とした理由をみると、表 7 のとおり、開示請求に係る法人文書に記録されている情報が法第 5 条各号に規定する不開示情報に該当することによるもの、開示請求に係る法人文書の不存在によるもの、存否応答拒否(開示請求に係る法人文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、その存否そのものを明らかにせず拒否処分をすること)によるものの順となっている。

表 7 不開示理由の内訳

(単位：件、%)

	不開示の決定と一 部を開示する決定 の合計件数	内訳(重複該当あり)		
		不開示情報に該当	法人文書不存在	存否応答拒否
平成 15 年度 (比率)	4,099 (100)	3,702 (90.4)	393 (9.6)	26 (0.6)
(参考) 14 年度	3,557 (100)	3,037 (85.4)	574 (16.1)	16 (0.4)

(注) 1 件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、比率の合計は 100 にならない。

イ 不開示情報に該当することを理由とするもの 3,702 件について、法第 5 条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、表 8 のとおり、個人に関する情報(第 1 号)に該当する

ものが最も多く、次いで法人等に関する情報（第２号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第４号）に該当するものの順になっている。

また、存否応答拒否によるもの 26 件について、存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第 5 条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、個人に関する情報（第 1 号）に該当するものが過半数を占めている。

表 8 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

（単位：件、％）

不開示情報の区分		不開示情報に該当	存否応答拒否
		3,703 (100)	26 (100)
内訳 (複数該当あり)	法第 5 条第 1 号 個人に関する情報	3,078 (83.1)	20 (76.9)
	法第 5 条第 2 号 法人等に関する情報	1,121 (30.3)	7 (26.9)
	法第 5 条第 3 号 審議、検討等に関する情報	81 (2.2)	0 (0.0)
	法第 5 条第 4 号 事務又は事業に関する情報	1,056 (28.3)	0 (0.0)
	イ 国の安全等に関する情報	34 (0.9)	0 (0.0)
	ロ 公共の安全等に関する情報	255 (6.8)	0 (0.0)
	イ及びロ以外	760 (20.5)	0 (0.0)

（注） 1 件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、比率の合計は 100 にならない。

3 異議申立ての件数と処理の状況

(1) 異議申立ての件数

ア 開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき、独立行政法人等に対し、異議申立てをすることができる。

平成 15 年度には、表 9 のとおり、77 件の異議申立てが行われている。

表 9 異議申立ての受付状況

（単位：件）

	平成 15 年度	（参考）14 年度
異議申立て件数	77	47

イ 異議申立ての理由を見ると、表 10 のとおり、不開示の決定（一部を開示する決定における不開示部分を含む。）を受けた開示請求者からの異議申立てが最も多く、69 件となっている。

一方、開示決定に対しても、開示されることとなる行政文書に自己の情報が記載されている第三者からの異議申立てが 7 件みられるほか、開示決定を受けた開示請求者から行政文書の特定等に不服があるとするもの（1 件）もみられる。

表 10 異議申立ての理由

(単位：件)

	開示請求者からの異議申立て	第三者からの異議申立て	計
不開示の決定 (一部を開示する 決定の不開示部分 を含む。)に対する 異議申立て	○ 不開示情報に該当する ことを理由とする不開示 決定に対する異議 40		69
	○ 法人文書の不存在を理 由とする不開示決定に対 する異議 27		
	○ 存否応答拒否による不 開示決定に対する異議 2		
開示決定に対す る異議申立て	○ 法人文書の特定に対す る異議 1	○ 自己に関連する 情報が記録された 法人文書が開示さ れることとなる決 定に対する異議 7	8
計	70	7	77

(注) 1 件の異議申立て事案において複数の理由があるものはそれぞれに計上しているので、本表の合計件数は、表 9 の異議申立ての件数の計とは一致しない。

(2) 異議申立ての処理状況

開示決定等について異議申立てを受けた独立行政法人等は、原則として、情報公開審査会に諮問した上で、異議申立てに対する決定をすることとされている(法第 18 条第 2 項)。

平成 15 年度において独立行政法人等が処理すべき異議申立て事案は、同年度に新たに申し立てられた 77 件及び 14 年度から持ち越された 38 件の計から、途中で取り下げられた 28 件を除いた計 87 件となっている。

この 87 件について、その処理状況をみると、表 11 のとおり、決定が行われ処理済みとなっているものが 44 件(50.6%)であり、残りの 59 件は、情報公開審査会に諮問中の 16 件を含め平成 16 年度に処理を持ち越している。

平成 14 年度と比較すると、「処理済件数」の比率が大幅に増加している。

表 11 異議申立ての受付・処理状況

(単位：件、%)

	新規 申立て 件数	前年度 からの 持ち越 し件数	取下げ 件 数	計	処理済 件 数	処理中 件 数 (次年度に 持ち越し)	処理方針、 諮問の要否 等検討中、 諮問の準備 中等	審 査 会 に 諮問中	審 査 会 の 答申後、 決定の準 備中
平成 15 年度 (比率)	77	38	28	87 (100)	44 (50.6)	43 (49.4)	24 (27.6)	16 (18.4)	3 (3.4)
(参考) 14 年度	47	-	2	45 (100)	3 (6.7)	42 (93.3)	29 (64.4)	13 (28.9)	0 (0.0)

(注) 1 「処理方針、諮問の要否等検討中、諮問の準備中等」には、不適法な異議申立てであるなど審査会への諮問を要しない事案について決定の準備をしているものを含む。

2 平成 14 年度に受け付けた段階では 1 件であったものを 15 年度に処理する段階で複数件に分割したもの、件数を集計し直したもの等があり、15 年度の「前年度からの持ち越し件数」と 14 年度の「処理中件数(次年度に持ち越し)」とは、一致しない。

(3) 決定の状況

ア 平成 15 年度に処理済みとされた 44 件についてみると、表 12 のとおり、情報公開審査会に諮問し、答申を受けて決定を行ったものが 39 件、情報公開審査会に諮問しないで決定を行ったもの(異議申立てが不適法であること等により情報公開審査会に諮問する必要がないもの)が 5 件となっている。

決定の内訳を見ると、異議申立てに理由がないとして棄却したものが 17 件(38.6%)、異議申立てに理由があるとして開示決定等の全部又は一部の取消し又は変更をしたもの(申立ての認容又は一部認容)が 27 件(61.4%)となっている。

表 12 異議申立てに対する決定の状況

(単位：件、%)

	申 立 て 棄 却	申 立 て 認 容	申 立 て 一 部 認 容	却 下	計
情報公開審査会に諮問しないで 決定を行ったもの	0	5	0	0	5
情報公開審査会に諮問し、答申を 受けて決定を行ったもの	17	2	20	0	39
計 (比率)	17 (38.6)	7 (15.9)	20 (45.5)	0 (0.0)	44 (100)

イ 異議申立てを受けてから決定を行った日までの期間をみると、表 13 のとおり、1 年を超える期間を要したものが 10 件（22.7％）あるなど、半年を超える期間を要したものが約 6 割となっている。

なお、異議申立てを受けてから情報公開審査会に諮問するまでの期間については、【特別調査事項】の 2 を参照。

表 13 異議申立ての受付から決定までの日数

（単位：件、％）

	決定件数	3 か月以内	3 か月超 半年以内	半年超 9 か月以内	9 か月超 1 年以内	1 年超
平成 15 年度 （比率）	44 (100)	5 (11.4)	13 (29.5)	11 (25.0)	5 (11.4)	10 (22.7)
(参考) 14 年度	3 (100)	3 (100.0)	0 (0.0)			

(4) 情報公開審査会における審査状況

情報公開審査会では、表 14 のとおり、平成 15 年度に新たに諮問を受けた 51 件及び 14 年度からの持ち越し事案 13 件の計から、途中で取り下げられた 3 件を除いた 61 件の諮問事案に対し、45 件の答申を行っている。

この 45 件の答申を内容別にみると、諮問庁（情報公開審査会に諮問した独立行政法人等）の開示・不開示の判断を妥当としたものが 25 件(55.6％)、妥当でない又は一部妥当でないとしたものが 20 件（44.4％）となっている。

表 14 情報公開審査会における審査状況

（単位：件、％）

年度	新規諮問件数	前年度からの持ち越し件数	取下げ件数	計	答申件数				次年度に持ち越し件数
					計	諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	
平成 15 年度 （比率）	51	13	3	61	45 (100)	25 (55.6)	16 (35.6)	4 (8.8)	16
(参考) 14 年度	13	-	0	13	0	-	-	-	13

（注） 諮問庁では、複数の不服申立て事案を 1 件にまとめて情報公開審査会に諮問する場合があり、表 11 の「審査会に諮問中」及び「審査会の答申後、決定の準備中」の件数と本表の「新規諮問件数」や「答申件数」とは一致しない。

4 情報公開に関する訴訟の状況

開示決定等の取消し等を求める訴訟についてみると、表 15 のとおり、平成 15 年度に新たに 3 件が地方裁判所に提起されている。

この 3 件と前年度から係属している 1 件の計 4 件のうち、平成 15 年度には、2 件の判決が出されている。

また、高等裁判所には、地方裁判所（第一審）の判決を不服として 2 件が控訴されており、そのうち 1 件について判決が出されている。

なお、高等裁判所（控訴審）の判決を不服として最高裁判所に上告又は上告受理の申立てがなされた案件はない。

表 15 情報公開に関する訴訟の状況

（単位：件）

			平成 15 年度	（参考） 14 年度
地方裁判所 （第一審）	新規提訴 前年度から係属 係属 計	新規提訴	3	1
		前年度から係属	1	-
		係属 計	4	1
	判決 取下げ 審理中（次年度に持ち越し）	判決	2	0
		取下げ	0	0
		審理中（次年度に持ち越し）	2	1
高等裁判所 （控訴審）	新規控訴 前年度から係属 係属 計	新規控訴	2	0
		前年度から係属	0	-
		係属 計	2	0
	判決 取下げ 審理中（次年度に持ち越し）	判決	1	-
		取下げ	0	-
		審理中（次年度に持ち越し）	1	-
最高裁判所 （上告審）	新規上告 前年度から係属 係属 計	新規上告	-	0
		前年度から係属	-	0
		係属 計	-	0
	判決 取下げ 審理中（次年度に持ち越し）	判決	-	-
		取下げ	-	-
		審理中（次年度に持ち越し）	-	-

なお、平成 15 年度に新規提訴された 3 件のうち 1 件は、法第 36 条の規定に基づいて特定管轄裁判所に提訴されたものである。

5 手数料の減免

独立行政法人等は、開示請求者の経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができることとされている（法第 17 条第 3 項）。

すべての独立行政法人等において、手数料の減額の定めを設けており、例えば、生活保護法に基づく扶助を受けている者等からの申請があれば、開示実施手数料の減免ができることとされているが、平成 15 年度においては、独立行政法人等に対する手数料の減免申請の実績はなかった（14 年度においても実績はなかった）。

【特別調査事項】

行政機関情報公開法の施行に関し、法定の期限を超えて開示決定等がされている事例や不服申立てを受けてから情報公開審査会に諮問するまでに相当長期の期間を要している事例が一部にみられたことから、平成 14 年度の行政機関情報公開法の施行状況調査において、開示決定等の期限の遵守状況及び不服申立て事案の情報公開審査会への諮問状況について、別途、調査事項を設けて調査した。独立行政法人等については、法が平成 14 年 10 月 1 日の施行されたものであることを踏まえ、14 年度分も含めて今回同様の調査を実施したものである。

調査対象は、平成 14 年度及び 15 年度における開示請求の事案とし、16 年 3 月 31 日現在の状況を整理した。

(注) 前頁までの 1 から 5 までの調査では、開示決定等がされた単位で件数を数えており、この特別調査では開示請求がされた時点での事案を単位としていることから、両者の数字は一致しない。

1 開示決定等の期限の遵守状況

(1) 延長手続を採らなかった事案

ア 平成 14 年度及び 15 年度における開示請求の事案であって、法第 10 条第 2 項による延長手続又は第 11 条による期限の特例のいずれの手続も採られていないものは、表- のとおり、8,707 件ある。このうち 8,696 件については、開示請求のあった日から 30 日以内に開示決定等がされているが、30 日以内に開示決定等がされていないものが 11 件みられる。

表 - 延長手続を採らなかった事案の期限遵守状況

(単位：件)

	延長手続を採らなかった事案		
	計	30 日以内に開示決定等がされているもの	30 日以内に開示決定等がされていないもの
平成 14 年度	4,425	4,425	0
15 年度	4,282	4,271	11(11)
合 計	8,707	8,696	11

(注) 1 () 内は、平成 16 年 3 月 31 日現在で処理中のものであり、内数。

2 「30 日以内に開示決定等がされているもの」には、平成 16 年 3 月 31 日現在開示決定等の期限が来っていないものを含む。

イ 上記 11 件は、すべて社会保険診療報酬支払基金の事案であり、30 日を過ぎた日数をみると、10 件が 155 日、1 件が 154 日を要している。

30 日以内に開示決定等をすることができなかった理由として、当該法人は、開示請求者との継続的な電話連絡の中で口頭による取り下げの意思表示があったため、延長手続を採

らず、開示請求者の対応を行なっていたこと等を挙げている。

(注) 11 件の件名、超過日数、30 日以内に開示決定等がされていない理由等については、別添の特別調査事項の附属資料 4-1 参照。

(2) 延長手続を採った事案

ア 平成 14 年度及び 15 年度における開示請求の事案であって、法第 10 条第 2 項による延長手続が採られたものは、表- のとおり、1,310 件ある。このうち、延長した期間の期限(開示請求のあった日から最大 60 日以内)までに開示決定等がされていないものが 19 件みられる。

表 - 延長手続を採った事案の期限遵守状況

(単位：件)

	延長手続を採った事案		
	計	延長した期限までに開示決定等がされているもの	延長した期限までに開示決定等がされていないもの
平成 14 年度	424	423	1
15 年度	886	868	18
合 計	1,310	1,291	19

(注) 「延長した期限までに開示決定等がされているもの」には、平成 16 年 3 月 31 日現在延長した期限が来ていないものを含む。

イ 上記 19 件の法人別内訳は、社会保険診療報酬支払基金が 18 件、日本原子力研究所が 1 件であり、これらの事案の延長した期限を過ぎた日数をみると、社会保険診療報酬支払基金の 4 件が 82 日を、同基金の残り 14 件が 61 日を、日本原子力研究所の 1 件が 7 日を、それぞれ要している。

また、延長した期限までに開示決定等を行うことができなかった理由として、当該法人は、開示決定等の審査に予想以上の時間を要したことや、特殊法人から民間法人への移行時に当たり、全文書の開示決定等に予想以上の時間を要したことを挙げている。

(注) 19 件の件名、超過日数、延長した期限までに開示決定等がされていない理由等については、別添の特別調査事項の附属資料 4-2 参照。

(3) 法第 11 条の規定を適用した事案

ア 法第 11 条では、開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、まず、当該法人文書のうち「相当の部分」について 60 日以内に開示決定等をした上で、残りの法人文書については、「相当の期間」内に開示決定等

をすることとされている。また、その際、当該処理に要する「相当の期間」を勘案して定めた開示決定等をする期限を開示請求者に通知しなければならないとされている。

平成 14 年度及び 15 年度における開示請求の事案で、法第 11 条を適用したものは表- のとおり、827 件ある。これらの事案について、その開示決定等の状況をみると、60 日以内にすることとされている「相当の部分」についての開示決定等がされていないものが 124 件みられるものの、開示請求者に通知した期限までに開示決定等がされていないものはない。

表 - 法第 11 条の規定を適用した事案の期限遵守状況

(単位：件)

	法第 11 条の規定を適用した事案			
	計	相当の部分について 60 日以内に開示決定等がされていないもの	通知した期限までに開示決定等がされているもの	通知した期限までに開示決定等がされていないもの
平成 14 年度	453	116	453	0
15 年度	374	8	374	0
計	827	124	827	0

イ 相当の部分について 60 日以内に開示決定等がされていない 124 件を法人別にみると、表- のとおりである。

表 - 相当の部分について 60 日以内に開示決定等がされなかった事案の法人別内訳

(単位：件)

法人名	事案数
国民生活センター	20
新エネルギー・産業技術総合開発機構	2
日本貿易振興機構	1
商工組合中央金庫	2
地域振興整備公団	38
中小企業金融公庫	60
預金保険機構	1
計	124

2 異議申立て事案の情報公開審査会への諮問状況

平成 14 年度及び 15 年度における異議申立て事案 125 件のうち、情報公開審査会に諮問を要しない事案として処理を終えたもの 9 件及び諮問前に異議申立ての取下げがあったもの 28 件を除いた 88 件(平成 16 年度 3 月 31 日現在、情報公開審査会への諮問済事案 64 件、未諮問事案 24 件)について、異議申立てを受け付けてから情報公開審査会に諮問するまでの期間別件数をみると、表 - 及び表 - のとおりとなっている。

表 - 諮問済みの異議申立て事案に係る異議申立てから諮問までの期間区分別件数

(単位：件、％)

	平成 15 年度までに 諮問された事案	
	件	％
1 か月以内	4	6.3
1 か月超 2 か月以内	20	31.2
2 か月超 3 か月以内	5	7.8
3 か月超 6 か月以内	25	39.1
6 か月超 9 か月以内	10	15.6
計	64	100

表 - 未諮問の異議申立て事案に係る異議申立てから調査時点までの期間区分別件数

(単位：件、％)

	平成 16 年 3 月 31 日現在 未諮問の事案	
	件	％
1 か月以内	21	87.5
1 か月超 2 か月以内	0	0.0
2 か月超 3 か月以内	1	4.2
3 か月超 6 か月以内	1	4.2
6 か月超 9 か月以内	0	0.0
9 か月超 1 年以内	0	0.0
1 年超	1	4.2
計	24	100

(別 表)

平成 15 年度途中における法対象法人の統合及び独立行政法人化の状況

時期	旧法人等	組織の改編等	新法人等
平成 15 年 10 月 1 日	・(独)航空宇宙技術研究所 ・宇宙開発事業団 ・宇宙科学研究所(大学共同利用機関)	統合	・(独)宇宙航空研究開発機構
	・(独)水産総合研究センター ・海洋水産資源開発センター	統合	・(独)水産総合研究センター
	・(独)農業技術研究機構 ・生物系特定産業技術研究推進機構	統合	・(独)農業・生物系特定産業技術研究機構
	・農畜産業振興事業団 ・野菜供給安定基金	統合	・(独)農畜産業振興機構
	・運輸施設整備事業団 ・日本鉄道建設公団	統合	・(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構
	・国際協力事業団	独立行政法人化	・(独)国際協力機構
	・科学技術振興事業団	〃	・(独)科学技術振興機構
	・国際観光振興会	〃	・(独)国際観光振興機構
	・自動車事故対策センター	〃	・(独)自動車事故対策機構
	・社会福祉・医療事業団	〃	・(独)福祉医療機構
	・心身障害者福祉協会	〃	・(独)国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
	・日本障害者雇用促進協会	〃	・(独)高齢・障害者雇用支援機構
	・日本体育・学校健康センター	〃	・(独)日本スポーツ振興センター
	・日本万国博覧会祈念協会	〃	・(独)日本万国博覧会祈念機構
	・日本貿易振興会	〃	・(独)日本貿易振興機構
	・日本労働研究機構	〃	・(独)労働政策研究・研究機構
	・水資源開発公団	〃	・(独)水資源機構
	・緑資源公団	〃	・(独)緑資源機構
	・海上災害防止センター	〃	・(独)海上災害防止センター
	・空港周辺整備機構	〃	・(独)空港周辺整備機構
	・国際交流基金	〃	・(独)国際交流基金
	・国民生活センター	〃	・(独)国民生活センター
	・新エネルギー・産業技術総合開発機構	〃	・(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構
	・通関情報処理センター	〃	・(独)通関情報処理センター
	・日本学術振興会	〃	・(独)日本学術振興会
	・日本芸術文化振興会	〃	・(独)日本芸術文化振興会
	・農業者年金基金	〃	・(独)農業者年金基金
	・農林漁業信用基金	〃	・(独)農林漁業信用基金
	・平和祈念事業特別基金	〃	・(独)平和祈念事業特別基金
	・北方領土問題対策協会	〃	・(独)北方領土問題対策協会
	・理化学研究所	〃	・(独)理化学研究所
16 年 1 月 5 日	・情報処理振興事業協会	独立行政法人化	・(独)情報処理推進機構
2 月 29 日	・石油公団 ・金属鉱業事業団	統合	・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 ・石油公団 (注)石油公団は、平成 17 年 3 月に解散予定
3 月 1 日	・雇用・能力開発機構	独立行政法人化	・(独)雇用・能力開発機構

(注) 本表中「(独)」は、独立行政法人を示す。

- ・ <資料 1> 及び <資料 3> の「独立行政法人等別内訳表」等の法人名の記載と開示請求の件数等の計上について

平成 15 年度途中に独立行政法人化された法人については、16 年 3 月 31 日現在の新法人名を記載し、件数等は独立行政法人化前後を通して 1 法人として計上している。ただし、複数の法人等が統合された場合は、統合前と統合後の法人等名とその件数等をそれぞれ区分して記載又は計上している。